

背景

- 建設業法改正に伴い、「解体工事業」の許可が追加
(平成28年6月施行)
- 上記改正に伴う経過措置「とび・土工工事業の許可で解体工事を請け負うことのできる措置」が終了
(平成31年5月31日終了)

対応

- 建設業法に専門工種「解体工事業」が設けられた趣旨に鑑み、建築構造物にかかる解体工事については、建物新增築工事や複数の工事種別の附帯工事を併せて発注する場合を除き「解体工事業」に発注する。なお、解体工事の附帯工事として「くい抜き工事」を併せて発注する場合も同様に「解体工事業」に発注する。

1. 建築構造物にかかる解体工事の発注基準について

● 具体の発注基準は

- ① 県内本店業者を対象に県内一括で一般競争入札で発注
- ② 1000万円以上を区分線として必要となる経審点700点を設定
- ③ 5000万円以上は、総合評価落札方式を適用
- ④ 1.5億円以上は、参加形態を「単独又は2者JV」とする。

発注基準

区分 (設計金額)	入札参加資格登録業種	建設業許可建設工事の種類	参加形態	総合評定値(P点)	本店所在地	落札方式	入札方式
解体工事のみ	(解体、その他撤去工事)	解体工事	単独 or 2者JV	700点以上	県内本店/ 県内一括	総合評価	一般競争入札
			単				
			独	700点未満		価格競争	
解体工事 +建物新增築工事	建築一式	建築一式工事	("建築一式"の発注基準を適用)				
解体工事 +付帯工事(※)							
電気設備や機械設備等個別設備の撤去のみ	電気設備 機械設備 :	電気工事 機械器具 設置工事 :	("設備"の発注基準を適用)				

※解体工事と付帯工事を併せて発注する場合の取扱いについて

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、入札参加資格登録業種を「建築一式」とする。
- ① 設計金額が500万円以上の付帯工事(くい抜き工事を除く。)が含まれる場合
 - ② 付帯工事(くい抜き工事を除く。)の種類が2以上である場合
- (2) (1)の①及び②のいずれにも該当しない場合は、入札参加資格登録業種を「その他(解体、撤去工事)」とする。

実施時期

令和3年6月1日以後に入札公告を行う工事から適用

1. 建築構造物にかかる解体工事の発注基準について

- 1 発注基準中の「2者JV」の代表者及び構成員はともに、同基準において定めるとおり、総合評定値(P点)700点以上を要します。

- 2 発注基準において、入札参加資格として「特定建設業許可及び一般建設業許可の別」についての定めはないものの、解体工事においては、建設業法上、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために、総額4,000万円以上の下請契約を締結する場合は、特定建設業の許可が必要となります。
 - 発注者から直接請け負う請負金額については、一般・特定に関わらず制限はありません。
 - 発注者から直接請け負った1件の工事が比較的規模の大きな解体工事であっても、その大半を自社で直接施工するなど、常時、下請契約の総額が4,000万円未満であれば、一般建設業の許可でも差し支えありません。
 - 上記の下請代金の制限は、発注者から直接請け負う建設工事（建設業者）に対するものであることから、下請負人として工事を施工する場合には、このような制限はかかりません。
 - 特定建設業の許可を有しない建設業者が、解体工事において、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために、総額4,000万円以上となる下請契約を締結した場合、建設業法違反となりますので注意願います。